

平成22年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成22年 9月22日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第63号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第64号 京丹波町下山グリーンハイツ簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第65号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 8 議案第66号 町道の路線変更について
- 第 9 議案第67号 町道の路線認定について
- 第10 議案第68号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第69号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第70号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第71号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第72号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第73号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第74号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第75号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第18 認定第 1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 2号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 3号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第21 認定第 4号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 5号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 6号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 7号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 8号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 9号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第10号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第11号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第29 認定第12号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第30 認定第13号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第31 認定第14号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第32 認定第15号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第33 認定第16号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第34 認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定について
- 第35 発委第 2号 米価の安定対策を求める意見書
- 第36 発委第 3号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書
- 第37 請願第 1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書
- 第38 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- | | | |
|------|-----|-------|
| 1 番 | 横 山 | 勲 君 |
| 2 番 | 岩 田 | 恵 一 君 |
| 3 番 | 篠 塚 | 信太郎 君 |
| 4 番 | 梅 原 | 好 範 君 |
| 5 番 | 森 田 | 幸 子 君 |
| 6 番 | 村 山 | 良 夫 君 |
| 7 番 | 山 内 | 武 夫 君 |
| 8 番 | 東 | まさ子 君 |
| 9 番 | 野 口 | 久 之 君 |
| 10 番 | 坂 本 | 美智代 君 |
| 11 番 | 原 田 | 寿賀美 君 |
| 12 番 | 松 村 | 篤 郎 君 |
| 13 番 | 北 尾 | 潤 君 |
| 14 番 | 小 田 | 耕 治 君 |
| 15 番 | 山 田 | 均 君 |
| 16 番 | 西 山 | 和 樹 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- | | | |
|-----------|---|-------------|
| 町 | 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 | 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 教 育 | 長 | 朝 子 照 夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | | 岡 本 佐 登 美 君 |
| 参 事 | | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | | 野 間 広 和 君 |

瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、15番議員・山田 均君、1番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について》

○議長（西山和樹君） 日程第3、同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は、起立によって行います。

同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

《日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第5、議案第63号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第63号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと1点、担当課にお尋ねしておきたいんですが、今回、バスの料金の見直しということで提案になっておるわけですが、距離も含めてですけれども、新たにバス路線を拡充するというようなことでこういった料金が、矛盾が起きたんだと思うんですが、こういった料金体系の矛盾というのは、今回提案になっておる2件以外にあるのかないのか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの山田議員の御質問でございますけれども、こういった今回提案をさせていただきました改正部分以外におきましては、適正な路線の料金体系となっております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされています議案第63号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例の改正は、一部のバス路線で実態にそぐわないバス料金であることから、料金表の見直しをするものであります。

寺尾町長におかれましては就任以来、バス運行に関して土曜運行、そして料金の見直しをするなど、住民の声にこたえられておられることに敬意を表したいと思います。

周辺部の住民にとって唯一の交通手段であります町営バスの充実は、ますます高齢化が進む中で必要不可欠となります。

今後、バス運行のあり方については懇話会を設置して、具体的な検討を行うとされておりますが、学識経験者及び関係機関の方々を初め、実際にバス利用をされている方の意見を聞くことはもちろん、デマンドバスなど全国の先進事例などにもよく学び、京丹波町の実態に合ったシステムの構築を十分な時間をかけ、つくるべきであることを申し述べまして、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第64号 京丹波町下山グリーンハイツ簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第6、議案第64号 京丹波町下山グリーンハイツ簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町下山グリーンハイツ簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第65号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について》

○議長(西山和樹君) 日程第7、議案第65号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

1番、横山君。

○1番(横山 勲君) 皆さんおはようございます。

少しだけお尋ねをしておきたいというふうに思うわけですが、御案内のとおり、行政財政改革で平成24年度までに経常収支を80%台にすること等々を決めて、現在取り組みいただいておりますが、今回の過疎の計画全体を見ますと総事業費で、100億円を超える総事業費になっておりますが、100億円のうち30%部分が本町の持ち出しになるという理解をするわけですが、そのうち補助事業施策のものが相当数あるだろうというふうに思います。

そこで、お尋ねいたしますのは、実質の本町の持ち出し部分が幾らぐらいな額になるのか、まず最初に1点お尋ねいたします。

あわせて、先般更新がされました町長さんの町長室の中でも先輩の諸氏から、この庁舎の改築の要望があったりというような記事が掲載されておりましたが、私自身もこの庁舎そのものについては、いよいよ見直しをしていかないかなあと。せめて合併特例債のある間というのが一つの目標やないかという思いもするわけですが、そうした庁舎の新築、改築等について、今回の過疎計画には入れられていないという思いをするわけですが

が、そうしたことの思いを一つ町長にお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一応計画しています過疎債を利用した計画について、全部認められたとしても30億円以内持ち出すというような思いでまずおります。

もう一つ、庁舎の建てかえですけれど、私がこうしたまちづくりに手を挙げた時点から、庁舎を建てかえてくれという要望が一件もたまたまなかったもので、今回入れていないということでもあります。しかし、今お話しのように、合併特例債期間中にどうだということについては、正式な話ではなかって聞いております。したがって、そういう議論をしてもらうことは大変いいことだという認識を示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1点目のこの過疎計画の事業化によりまして、本町での持ち出し分の額につきまして御質問がございましたが、22年度から27年度までの各年度区分ごとに概算の事業費を計上いたしておりまして、各年度によってばらつきはございますけれども、10億円から20億円近くまでの二十一、二億円というところまでの事業費というふうになっておりますが、このすべての計上してあります事業に、過疎債がすべて適用されるかどうかという部分につきましては事業の実施の段階でもう少し協議をする必要もございまずので、そう言いましたところから、通常7割の過疎債の充当が可能でありまして、3割部分については町の持ち出しという形にはなるわけですけれども、先ほど申し上げました点等によりまして、確実な数字というものがお示しをできませんので、御了承いただきたいと存じます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただいま御答弁いただきましたように、30億円といたしますと大変な持ち出しになるだろうというふうに思います。一つ適切な補助事業を、あるいはまた、そうしたものを活用いただきますように、これは要望いたしておきますとあわせて、庁舎の話でございまずが、この庁舎、もう御存知のとおりでございますが、むしろ耐震問題を考えますと小・中学校の学校施設もそうでございますが、ぐらっと来たら、ペしゃっとなるというようなことも実は心配をいたします。そんなふうなことも含めて、ぜひ前向きに、町長さんからもそういう姿勢は示していただきましたが、御検討をいただきますことを要望して、質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 他に質問はございませんか。

8番、東君。

○8番（東 まさ子君） 1ページの森林公園整備事業であります、少し委員会でも聞かせていただいていたわけですが、浅田農産跡地の整備ということでお聞きをしていたんですが、これ、7,000万円というのは基金で7,000万円持っているところではありますが、今も横山議員さんのほうから補助事業も活用するというふうなことが言われておりましたけれども、これ計画に上げておられるということではありますが、そういう補助事業というか、府でありましたり、国でありましたり、そういうところの補助というのはどうなるのか、1点お聞きしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1ページの森林公園整備事業でございますけれども、実際、事業化となりますと当然、こちらとしましても国・府なり補助制度、そういったものを活用してまいりたいというふうに考えておりますが、現段階におきましては、どういった事業を充当するというような詳細につきましては、まだ資料として準備をしておりませんので、御報告ができません。御了承いただきたいと存じます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいと思うんですけれども、計画書の9ページに行財政の状況という欄がございます。ここでは合併10年の特例期間の措置が27年度で期限になると。その後5年間は段階的な激変緩和措置の適用を受けて、32年には、すべての特例期間が終了するところなるとるんですが、あくまでもこれは合併して新しい町になって、そういった適用を受けるということを前提に来とるわけですけれども、町としては、あくまでもこれは通過点やというふうに思うんですが、そういう中で、これに対応するためには歳入欠陥が予想されるので予算規模の圧縮、抑制など総体的な対策が必要やというふうになつとるんですが、今ありましたように、今回6年間の計画ではございますけれども、100億円という事業が予定されておまして、年間10億円から22億円ということでございますけれども、そういったこの財政運営上の立場から、6年間ではありますが、100億円という事業をやろうということでございますが、この中身については、どういう視点で計画をされておるのかどうか、まず1点伺っておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 今回新しく計画をしました過疎計画といえますのは、目的にもありますように、過疎地域の振興というものが大前提になっております。そういった中で

新たな事業も盛り込みながらですけれども、基本は総合計画に基づく事業ということで計画をしておりますので、行財政改革とあわせまして、事業の実施に当たりましては十分な財政措置等々を勘案しながら、事業を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） そうした総合計画を基本に置きながらということで、財政的な見通しを持ってということだと思っておりますけれども、その中で特に参考資料としてついております事業計画、22年度から27年度の事業というものが上がっておるわけでございますけれども、例えば地域産業の振興ということで1ページですが、流通販売施設ということで、調査費は計上されておりますけれども、丹波パーキングの周辺施設整備ということで6億円上がっております。

事業は24年度からということになっておるんですが、具体的にその内容が、どのような形になっておるのかということがもう一つ、きちっと一回、若干、特別委員会では報告もあったようでございますけれども、全体としては明らかにされておられませんけれども、これは具体的に農産物を売るというようなことも、これまでの話としてはあったわけでございますけれども、非常に聞くところによりますと場所は高低差があるというようなことで、そうした施設を建てる場所についてもなかなか、高速道路から下らんなんというようなこともあるようでございますけれども、そういうような見通しの問題というのがまだ、あくまでもこれは計画だと言ってしまえばそうなんですけれども、もう少し具体的にすべきではないかということと、それから、そういうことをもっと具体的にして、こういう計画にのせるということも必要ではないかと思っておりますけれども、その点について3ページにもこの周辺整備というのが3,400万円あるわけでございますので、合わせましたら6億3,400万円というのがこの関係するものだと思うんですが、一つその点について伺っておきたいというのが1点と、それから5ページに森林管理道路開設事業ということで、5億円の林道開設ということになっております。

これ、4,500メートルですので、メートル11万円という道路ですので、普通、作業道とか林道であればメートル1万円とか、そういうふうなことも十分できるわけでございますけれども、あえてこういう高規格といいますかを取り組むというのはどうなのかと。やはり過疎計画ということからすれば、京丹波町全体の森林の施業を含めて管理はもちろん必要でありますから、林道計画を持つということが必要ではないかと思っておりますけれども、この点についての見解といいますか考え方、伺っておきたいというように思います。

それから、6ページの過疎地域の自立促進特別事業ということで、町営バスの運行委託と

いうのがあるんですが、これは具体的に今後の考え方として運行委託ということも考えて、この計画年度として上がっておるといことなのかどうか伺っておきたいというように思います。

あわせて、7ページに町立病院の診療所の診療業務の委託というのがございます。これについても診療業務を委託をしているというふうな、そういう検討段階に入っておるといことなのかどうか伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、1ページ目の丹波パーキングの周辺整備事業の概算事業費の件でございますが、概算事業費ということで本年度に企画調査のほうを現在発注しております、その中で本年度につきましては地域振興拠点整備を進めるに当たっての事業の可能性なり、概略の検討を行うこととしております。その中で立地条件等の前提条件の整理なり、ニーズの把握や方向性の検討、また、導入施設の検討や整備方針の検討を行うこととしておりますので、まだ具体的な点については何も説明できない段階でございます。

なお、本線丹波・綾部道路につきましては、26年度の供用を目指して工事のほうが進められておりますので、それとあわせての供用が、施設の整備も必要になってくるということで、今回、過疎計画のほうに掲載させていただきました。

以上です。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねの森林管理道、林道塩谷長谷線の件でございますが、まず、全体的な林道計画といえますか、林道等の計画につきましては地域森林計画というもので上げさせてもらって、京都府、国と協議する中で、計画に基づいて進めさせてもらっています。今回、この林道につきましても新たな林道整備ということで見直しをさせてもらって、追加を今要求をしているところでございます。計画につきましては今後の動向を見きわめながら、適正な幅員等を定めていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても今後、その林業振興、それから、森林保全という面におきまして林道整備、さらには林道路網の整備は不可欠でございます。長期的展望に立った重要な施策として、林道事業も計画的に進めたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 過疎計画の参考資料の6ページなり7ページのところで、過疎地域自立促進特別事業としまして、一つは交通手段確保事業の町営バスの運行委託、またもう一つには町立病院診療所の診療業務委託ということで、ソフト事業を過疎計画の中に盛

り込んでおります。

今回の過疎法の改正によりまして特別措置の拡充ということで、今、過疎債のソフト事業への充当というものが可能になるということでございましたので、その拡充の具体的なといいますか、中身であります地域医療の確保でありますとか、住民に身近な生活交通の確保といったところでソフト事業を検討しておりましたけれども、今後バスにつきましては、これから懇話会等でも協議をいただきまして、新しいバス運行を含めた交通手段というものも考えていかなければならないということでもございますが、一定外部委託というものも視野に置いておりますので、そういった形で今回計画のほうに盛り込ませていただいております。

それから、町立病院なり診療所の関係につきましては、現在も一部業務を外部委託をしております。今回、計画に上げておりますのは、その一部外部委託をしている部分につきまして、この計画に計上をいたしているものでございまして、今後もう少しソフト枠の中身とかを検討していきながら、必要に応じて過疎債の充当とかも考えていきたいということで、計画のほうにのせたものでございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 改めてお聞きしたいと思うんですが、パーキングの整備の関係について、あの400万円の調査費で調査しておるといことなんですけれども、具体的な内容についてはまだ明らかになっていないと、当然だと思うんですけれども、そういう内容が明らかになって具体的にやはり、どういう形のものができる、どうするかという段階で当然、前に進んでいくということが基本だと思うんですけれども、あえて今言われましたように、調査や研究の段階であえて、この過疎債ですね。計画をのせておるといことは当然、することが前提でございまして、その辺についてももう一度伺っておきたいというのが一つと、それから林道につきましては、町全体の計画を持っておるといことでもございましたけれども、それならそれを過疎の計画の中に位置づけるというのが必要ではないかと思うんですが、峰線なんかもこれまで見せていただいております経過からすると、やはり山頂付近に5メートル7メートルの道路ですので、本当にいざ使う段になると災害で崩れるということもあるわけでございますし、お隣の南丹市日吉町では森林組合が中心になって、全国的にも有名になりましたけれども、林道の開設を山のいわゆる湧き水も含めてですね、そういう水を避けて、つけるというようなことが大々的にテレビでも報道されておりましたけれども、そういうふうなことを敬けんに学んで、京丹波町についてもそういう形の林道を全町的大いに広げていくということも必要ではないかと。

あえてこの4,500メートルに5億円も今投入していくことが何を一番の目的だと言え

ば、先ほどありましたように森林の整備やとか、当然山の管理をよくするわけですので、やはりその辺はもう少しお金の投入の仕方を十分考えるべきじゃないかと思うんですけれども、あえてその辺の考え方について、もう一度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 具体的になってからということですが、先ほども申し上げましたように供用が26年度に迫る中で、並行して事業の検討なり事業整備を進めていく必要があるということで、この時点、具体的になっていない中ではございますが、概算事業費を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興長。

○産業振興課長（久木寿一君） 林道開設事業といいますのは、おっしゃるとおり巨額の事業費になります。したがって、町として複数路線を一気に整備することは困難でございます。その中で先ほども申しましたように、将来にわたります林業振興、または森林機能の保全というところを長期的な視野に立って考えるときに、一定の林道整備というのは必要になると考えておまして、今回この塩谷長谷線につきましては和知の坂原の地内にございまして、林道峰線ですとか田ノ向線、さらには仏主線、そし栗の谷線、大谷線といった林道とつながることになりまして、まさに林道路網というのが整備されまして、より一層の林業経営が期待できるという意味で、ここを計画に上げさせてもらっています。

御質問の中に作業道等の御意見もございましたし、その点につきましては例えば京都府の治山事業ですとか、森林整備の交付金事業を使った地元の事業主体になるんですけれども、そういった中での作業道ですとか舗道ですとか、そういった別のメニューでの整備も計画的に行っていく考えでおりますので、そういった全体的な考えに立った上での今回のこの一路線の林道開設ということになってございますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案されております議案第65号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されたことに伴い、平成27年

度までの計画を定めるもので、町の総合計画に基づいて、各部署における取り組みの追加を行うものとされています。

基本となる町財政の状況では、財政状況は依然と厳しい状況ではあるが、少しずつながら好転の傾向に向かっている。合併による特例期間を見据えた対策を必要とし、平成27年の特例措置が切れる年であり、さらに、5年間の激変緩和措置の期間が終わる平成32年に向けて、交付税減額で歳入欠陥が想定されるので、予算規模の圧縮、地方債残高総額の削減や土地開発公社先行取得用地債務負担の規模抑制など総体的な対策を最優先課題と位置づけ、事業の重点化や事務の簡素化、効率化など、行政改革の推進で健全な財政運営を確立する基盤づくりに取り組むとしています。

事業計画では、流通販売施設の整備事業やパーキング周辺整備に6億3,400万円予定されております。目的であります地場産業の振興は当然ですが、事業内容を明らかにし、用地の確保、また、利便性など幅広く検証すべきです。その上で事業計画にするべきです。また、森林管理道路開設に5億円が予定されておりますが、林道開設は必要であります。計画的に取り組むべきですが、峰線の事例からも十分な検証が必要です。林道開設の事例としてお隣の南丹市日吉町森林組合では、山の傾斜や山の状況に合った林道を開設し、管理費も少なく、全国の先進事例として紹介されており、こうした経験にも学び、京丹波町全体の林道計画を整備し取り組むべきです。

また、懇話会や審議会の設置をして答申を受けるとしながら事業計画では、町営バス運行委託、町立病院・診療所診療業務委託なども事業計画に上がっています。内容が定まっていないし、十分な検討が必要なこうした事業も含まれています。事業計画は実施することを目的につくるものであり、指摘した事業は十分な内容の揭示はもちろん、住民合意で進めることが必要と考えます。

また、事業計画の総額が100億円を超える概算事業見込みとなっており、見直し再検討が必要な事業もあります。もちろん住民要望に基づく事業実施は必要です。しかし、ただ単に事業計画に上げるのではなく、事業効果や見通しなどの検証はもちろん、住民合意を最優先にし、情報をすべて公開して計画的に進めるべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、原案のとおり決す

ることに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第66号 町道の路線変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第8、議案第66号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

1番、横山君。

○1番（横山 勲君） 提案されています第66号は、いわゆる下山バイパスといいますか、27号バイパスから南丹市を結ぶ道路であります。ちょっとこの地図では南丹市のどこやということが見通しがつかないわけですが、南丹市と国道27号のバイパスを結ぶ道路だということになりますと、これはむしろ町道ということもそうなんですが、今回ダム対関係でこうした道路を設置したわけですが、むしろ南丹市との関わりの中でも府道として、これは取り組みをすべきやないかと、こんな思いをするわけですが、そうしたことについていろいろ府との協議もいただいたというふうに思いますので、経過なり状況についてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 235号線につきましては今、議員がおっしゃったように、国道27号線から南丹市胡麻へ通ずる幹線道路ということになります。町道ではなく府道という話でもありますけど、現在、今年度から南丹市のほうで235号線との接続箇所について調査をされておりまして、この秋に京都府と南丹市、そして京丹波町を交えまして、幹線道路について協議を行うこととしております。現段階では、つけかえの町道ということで整備をさせていただいておりますので、また協議の内容につきましては御報告させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 1番、横山君。

○1番（横山 勲君） 了解いたしました。ぜひひとつ管理も町道、大変でございますから、府道ということで精力的にひとつ交渉いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 町道の路線変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第67号 町道の路線認定について》

○議長(西山和樹君) 日程第9、議案第67号 町道の路線認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第68号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) 日程第10、議案第68号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算

(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

8番、東君。

○8番(東 まさ子君) 18ページの作業所の通所交通費助成金ですが、これは以前から交通費の助成ということでいろいろ要望もあったところではありますが、これは無料になるということなんでしょうか。

それと13ページですが、委員会でも少し聞いていたわけではありますが、基金積立金ということで財政調整基金と先行取得用地対策ということで基金積み立てが8億8,118万円ということではありますが、財政調整基金なんかは使い道が自由に使えるという分もありますが、先行取得用地などはもう特定されているということでもありますし、いろいろ交付税もたくさん増額がされたいということではありますが、一つ、お金の使い方という点で、一般質問でも少しさせてもらっていたんですが、蒲生中のトイレの改修の緊急に行う部分というのをお願いしとったわけではありますが、過疎債にも計画的に組み込みはされておりますけれども、当面、この年度では管路の掃除をしたいということでありましたが、このまま放置しておいて、新年度にそういうことがされていくのか。その点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長(堂本光浩君) それでは、第1番目の18ページ、京丹波町障害者施設通所交通費助成金につきまして御説明を申し上げます。

無料化ということでございますけれども、月額5,000円未満につきましては満額助成、5,000円を超える部分については2分の1を助成とするものでございます。なお、上限を1万円というふうに設定をしておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(西山和樹君) 谷教育次長。

○教育次長(谷 俊明君) まず最初に、基金の話がございましたけれども、蒲生野中学校の下水の配管の洗浄については年内に実施をしたいということで、既に業者さんとも立ち会いも行ったところでございます。できるだけやりくりをしようということで、既存の予算で対応したいというふうに考えております。

○議長(西山和樹君) 15番、山田君。

○15番(山田 均君) 私は町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、補正予算の総額が11億2,770万円ということで、非常に近年ない大きな補正予算が組まれておるんですが、そのうちの全体の87.7%の9億8,903万8,000円が基金やと

か土地の先行取得用地の買い上げなどに投入をするという計画になっておるんですが、もちろんいろんな住民の要望とかそういうものも予算化されておることは当然なんですが、今本当に緊急対策としてこういう経済状況の中で円高、本当に株下落ということで非常に厳しい状況の中で、本当にそういった予算を住民の暮らしにどれだけ使うかということも非常に今大事なところになっておると思うんですけども、今回のこの補正予算を組まれた中で、もちろん財政負担を減らすためにそういった財政健全化で、もちろんそういう面は否定はしませんけれども、その辺の予算の使い方というのはね、非常に町長の決断にかかっておるといふうに思うんですけども、その辺についてのちょっと考え方をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

いろいろ使い道もあろうかと思うんですけど、このときはきちっと基金に積んでおいたほうが後々の町民のためになるという判断で、このような補正予算としました。

以上です。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田均君） 今回、13ページで土地購入、それから財政調整基金、それから先行取得の活用基金ということで2億9,118万6,000円というのが上がっておるんですが、買い戻すことを前提にということに当然なっておると思うんですけども、この基金は当然、土地開発公社にありますものをすべて買い戻すということになれば、それだけの金額が必要とこういうことになるんですけども、当面どの辺のいわゆる考え方、もうすべて年次的に買い戻していくという考え方に立って、この基金を積むという考え方なのか。もちろん住民のいろんな行政需要といいますか必要な事業、取り組まなければならない面もあるわけですが、その辺の考え方はどこに位置づけておられるのかお尋ねしておきたい。

町長は4月の当初には、もちろんそういった財政健全化とあわせて、一方では「安心・活力・愛のあるまちづくり」のそういう取り組みに向けて、限られた財源を有効に活用した予算編成をしたんだということも述べられておったわけですが、当然、健全化の財政再建、それはもちろん両立をせんなんというふうに思うんですけども、あわせてやっぱり住民の暮らしをどう支えていくか。

32年に合併のいわゆるいろんな特例が切れるということになりますので、やっぱりそこが終着駅ではなしに通過点ですので、その時点で住民の本当に暮らしやとかそういうものが

しっかり支えられて、やっぱり税としてもきっちり入ってくるという、そういう見通しを持った財政運営が必要だと思うんですけども、その辺についての考え方、もう一度伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に場所を想定するのを今こういう場所を考えていますと言って、なかなか言えんのですけれど、本当に活用できるなあという思いの場所はあることはあります。そうしたものを積極的に買い戻して活用したいなあということで今回補正に上げたところですよ。消防署の裏とかいうあたりはもう当面、すぐにでも活用できるなあという思いであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 活用できる土地の買い戻しということで予算化をしたということかもしれませんが、総額では相当な額であるわけでございますし、いろいろ現地をそれぞれ調査を議会でもしておるわけでございますけれども、この土地の活用という問題も非常に片方では求められておると思うんですね、買い戻すということと合わせて。

今言われたような部分と同時に、それ以外の土地の活用や目的に先行取得買っておるわけですけれども、再度やっぱり再検討もしながら事業化を図っていったり、活用できるかどうかということも検討せんなんと思うんですけども、そういった内部でつくとかいうこともあったわけでございますけれども、町長としては具体的に、そういった先行取得で買った塩漬け土地をどういうふうに全体の活用を図っていくかと。いわゆるそういう検討委員会みたいなのをつくとか、外部の方も含めてやるということ。また、いろんな活用方法をもっと広く公募するとか、そういうことも含めて考えておられるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いま少し具体的になったら、もちろん活用の際しての審議会も設置したりしながら事業化を進めていきたいと、そんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） おはようございます。1点、ちょっとお尋ねしたいんですけど、29ページの土木費の遊具等整備工事のことについてなんですけど、一遍私質問させていただいて、予算を上げていただいて、計画していただいたんですけど、このことでちょっとお尋ねしたいんですけど、前にも聞かせていただいて、この水辺公園の管理を委託して、週一遍し

ているということでお聞きしたんですけど、そのときにももっと詳しくお聞きしたらよかったですけど、どのような内容の管理委託をされているのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 週1回、点検とごみ拾い等をしていただいておりますのと、草刈りなり剪定作業について年に3回していただいているのと、あと報告として、月に1回、点検した内容を報告書にまとめていただいて写真も添えて、例えばトイレでしたら、いつの点検で、ここが破損していましたとか、緊急を要する場合はその都度報告していただいておりますが、月に1回、報告書のほうを町のほうに上げていただいております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） それと遊具の修繕工事費に120万円上げていただいているんですけど、具体的にどういふようになるか教えていただきたいのと、その後に町民さんから苦情をお聞きしたんですけど、シカの糞とかがもう常にそこら辺に散らばっていて、子供たちに遊びに行かせるのが不衛生やいうことをお聞きしたんです。それと遊具の周りに水がたまるタイルできれいな格好はしてあるんですけど、すごくもう落ち葉がずっと詰まってて、そこら辺のことも管理されているには、ちょっと少し悪い状況なので、ちょっとそこら辺の管理お願いします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今回、補正のほうに計上させていただきました修繕費につきましては、遊具とあと給水設備のほうがちょっと破損しておりますので、給水とトイレのガラスなり天板、そして、危険防止のためにロープのほうを張っているんですが、ロープの張りかえ等の工事をさせていただきたいというふうに考えております。

今おっしゃいました落ち葉がたまってということにつきましては点検させていただいて、改善していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） 何遍もすいません。シカの糞なんかは向こうの須知川の柵にロープが張ってあります。それも倒れたりとかしていて、もう自由にシカとかの出入りがあるので、そこら辺のこともまた考えていただきまして、ちゃんとしていただけたらうれしいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 点検させていただきまして、改善できるように考えていき

いと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（西山和樹君） 1 番、横山君。

○1 番（横山 勲君） 私も 1 点だけお尋ねをしておきたいんですが、今質問が出ております都市公園費の関係でございますが、その事業費の中で公園整備費が 4 2 0 万円ばかり計上されております。これは植栽、いわゆる木を植えるということの事業費というふうに承っております。これは植栽、いわゆる木を植えるということの事業費というふうに承っております。するわけでございますが、それに関連をして、都市公園そのものは 2 3 年、来年度完成の予定ということで聞いておるわけでございますが、片一方、都市計画審議会のその審議会の答申の中でいわゆる別途、これこれこういうことをお願いをして答申をしますということになったわけでございますが、その中に、須知は御案内のとおり大きな火災があったところでございまして、お一人の方が亡くなる、3 戸が全焼するというような状況があったわけでございますが、そのことを受けて地域住民の皆さん方からも、ぜひ都市公園に防火水槽の設置をとという要望が出されて、今申し上げますように丹波地域の都市計画審議会の中でもそういう答申がされております。そのことを受けて、今申し上げますように 2 3 年度完成ということになるわけでございますが、どうしたお考えをいただいておりますのか、このことに関連をしてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 都市公園内に防火水槽をとということですが、今年度、事業の中で防火水槽の設置については、耐震性の貯水槽の整備以外は、防火水槽としてためておくだけの貯水槽は設置が困難であるということを確認しましたので、別の都市公園整備以外の予算で、設置のほうについては消防のほうと相談させていただきまして、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

1 5 番、山田君。

○1 5 番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第 6 8 号 平成 2 2 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、9 月の補正予算としては近年にない多額の補正予算となっております。補正予算総額は 1 1 億 2, 7 7 0 万円ですが、全体の 8 7. 7 % に当たる 9 億 8, 9 0 3 万 8, 0 0 0 円が基金や先行取得用地の買い上げの費用になっております。

本来、自治体の予算は、地方自治体の使命である住民の福祉の増進にどれだけ努めたかも

問われていると思いますが、財源は緊急対策交付金事業を初め事業の精査や入札残などの差額などが大きいと考えますが、先行取得用地対策基金積み立ては21年度決算でも4億202万5,000円ありますが、2億9,118万6,000円もの多額を基金積み立てすることが今、町政として最優先すべきことか町民の目線で考えるべきです。もちろん財政負担を減らしていくことは当然必要ですが、今必要なのは財政健全化を進めながら、暮らし応援の財政運営を行うことです。

住宅改修助成制度などの仕事起こしの事業や国保税の引き下げ、水道料金など公共料金の引き下げなどに活用するなど、暮らし応援に支出すべきです。特に、先行取得用地対策基金積み立ては計画的に行うべきです。さらに必要なのは先行取得用地の目的に沿った活用とあわせて、活用の再検討を専門家や公募も含めて幅広い住民の参加で検討委員会を設置し、長期的な計画も含め活用方法などを検討すべきです。そして住民に公表し、住民合意の上で基金の活用などを行うべき点を指摘するものです。

今回の補正予算は公民館のバリアフリーや障害者の通所交通費助成、子宮頸がんワクチン接種助成、こだわり産地支援補助金、道路修繕なども予算化されていますが、補正予算全体の約88%が基金積み立てと先行用地買い戻しに充てられています。この一部を活用するだけでも財政健全化とあわせて、自治体本来の使命である住民の安全と命・暮らしを最優先する施策は十分執行できます。町長が決断することが今本当に求められています。今こそ緊急対策として住宅改修助成制度や公募型公共事業、小規模事業登録制度など仕事起こしの施策はもちろん、公共料金の引き下げなど取り組むべきであることを指摘して反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第69号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第11、議案第69号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今回提案されております補正予算書（第1号）の5ページの総務費一般管理費の国・府支出金7万2,000円の充当財源と、それから6ページの諸支出金償還金の一般財源1,681万2,000円の充当財源は何かお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 7万2,000円につきましては、特別調整交付金の充当替えでございます。スポーツ講座のほうで減額をさせていただきまして、人件費のほうに充てさせていただいております。

諸支出金の1,681万2,000円につきましては、前年度からの繰越金1,588万8,000円と和知診療所からの繰入金で92万4,000円を財源といたしております。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 4ページの繰入金でございますが、国保運営基金繰入金348万4,000円でございますが、基金の繰り入れは基金条例第4条によりまして、保険給付費または老人保健法で規定する拠出金の納付に要する費用、前期高齢者給付金、後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、不足額を穴埋めするための財源及び保健事業に要する費用の財源に充てるときに限り処分、取り崩すことができるというふうに規定しているのは当然御承知だと思いますが、今回の繰り入れが国税1,783万9,000円の歳入欠陥の一部に充当されたということになりますと、これは基金条例の規定によりまして繰り入れはできないということになりますし、保険者である町の本算定の見込み誤りによりまして、このような大きな歳入欠陥を引き起こし、その穴埋めを被保険者の保険税の積立金である基金を取り崩すことは、これは認められないものでありますので、この国保運営基金繰入金348万4,000円が何の科目の支出に充当をされたのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今、篠塚議員さんおっしゃいましたように、今回の補正におきましては、本算定の結果に基づきまして保険税の減額補正をさせていただいたところがございます。基金につきましては今おっしゃっていただきましたように保険給付費等に、その財源として処分することができるという規定がございますけれども、初日の私の補足説明には若干不足の部分がございまして、今回の補正の収支のみのバランスをとるためだけではな

く、今年度の保険税率の考え方といたしましては経済情勢等に配慮して据え置き、一定の基金繰り入れを行いながら、今年度の医療給付費に財源を求めておるところでございますので、今回の基金繰り入れにつきましても国保会計、当初予算からの全体的な医療給付費全体に充てるものとして基金繰り入れの補正をお願いしているところでございます。

現時点におきましては医療給付費等の見込み額も変動する場合もございますし、それによりまして国庫支出金や府負担金の見直し、また、軽減対象者の確定に伴いまして、保険基盤安定制度によります一般会計繰入金につきましても今後精査の上、補正もお願いしていかなければなりませんので、今回のこの基金繰り入れが特定の事業に当たっているというわけではございませんので御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいまの課長の答弁では、全体的な観点から繰り入れをしたという説明になります。これは想定の説明でありまして、実際にはこの補正予算に今実際、そういう数値が上がってきていないわけでありまして、もう一つ納得できない説明でございまして、基金条例に基づいた繰り入れであるという解釈の答弁でございますが、そうしましたら、この補正前の当初予算の総務費の一般財源1,196万4,000円と予備費の財源4,000万円の充当財源を明らかにしてください。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 総務費の当初予算の段階での財源内訳といたしましては、国庫支出金が684万4,000円と一般財源が1,196万4,000円といたしております。今回、総務費では先ほど申しました国・府支出金の7万2,000円を増やすとともに、一般財源といたしまして繰越金と一般会計の繰入金の調整で11万9,000円の一般財源の増となっております。

予備費につきましては全額、一般財源ということで4,000万円の財源といたしてございまして、その中には当然保険税なり基金繰入金等が含まれているものと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） もう3回超えていますけど、今のもうちょっと、この4,000万円の説明をもう一度やってください。この後、保険給付費。

○議長（西山和樹君） 答弁のほうをまとめていただけますか。ゆっくり。

暫時休憩をいたします。ただいまから15分ですので、10時30分から再開いたします。

休憩 午前 10時15分

再開 午前 10時30分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き会議を再開いたします。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 先ほどの篠塚議員さんの御質問でございますが、国保会計が主として医療給付を目的とした会計であることを前提といたしまして、医療給付費や老健拠出金等と合わせまして、予備費も含めて保険税の算定根拠といたしておりますけれども、保険税の急激な上昇を抑えるために基金繰り入れも行いながら、全体のバランスをとっている現状でございますので特別な財源というわけではございませんが、保険税の減額分を賄うための基金繰り入れでございます。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） 先ほど篠塚議員さんが質問されて答えられたことに対して、ちょっと私もわかりにくいことだったんですけど、全体的な予算の繰り入れから予備費に充当されているということやったら適正な繰り入れではないと思うということの今の答弁がもう一つわからないんですけど、もう一度ちょっと言っていただけたらうれしいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今申し上げましたのは、国保会計全体として医療給付費を目的とした会計であることから、医療費といいますか医療費給付費や拠出金等、また、予備費を含めまして保険税の算定の根拠といたしているところでございますけれども、本来、保険税で賄わなければならない額が税率の急激な上昇を抑えるために、基金も入れて税率を調整している状況でありますので、今回の補正におきましては保険税額の落ち込み部分を基金で財源を振りかえていくというような状況でございます。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） 何もわかっておりません、すいません。それと補正予算のことで審議されている中で、予算全体を見て繰り入れをしたという前の答弁やったんですが、もう一度ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 補正予算、今回の補正総額は2,189万円の追加ということでございますが、あくまでもこれは当初予算が前提にあつての第1号補正でございますが、医療給付費等については、現時点では急激な補正をしなければならない状況がないことから、今回の補正におきましては保険税の部分を主に補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第70号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第12、議案第70号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第71号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第13、議案第71号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第72号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第14、議案第72号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

1番、横山君。

○1番（横山 勲君） 少しちょっと関連してお尋ねをしていきたいというふうに思うわけですが、4ページでございます。4ページの下水道費施設整備費の中に設計監理業務委託料が768万7,000円あるわけですが、説明では質美、京丹波三和線の改良に伴うというお話でございましたが、実は関連してお尋ねをしていきたいというふうに思うんですが、お尋ねしようとするのはグリーンハイツの関係でございます。

御案内のとおり、グリーンハイツについては下山の下水道と一緒に、一緒といひますか統合して現在供用が開始されておるわけですが、いろいろお聞きしますと、グリーンハイツの下水について雨などが降ったときには、その処理能力といひますか、原因は私はよくわからないわけですが、を超えて、そしてグリーンハイツへ入るところに栄農橋という橋があるわけですが、あの橋の坂、あの橋を含めて汚水が雨降り時には噴出をして流れておるといふようなことで、その下に3軒、住居があるわけですが、住宅の方から実は困るとるんやと。何でも雨降り時には、その住宅の庭先のマンホールからも下水が噴出しとるといふようなことで汚物はもちろんのこと、下水でございますからティッシュシート、そういうものまで出とるといふことで、急遽、町のほうでもいろいろ対応いただいて、どういひますか住宅の庭の塀というんですか、コンクリート塀なんかにも穴あけて、急遽、排水対策をされておるようでございますが、すべて雨が降ったときには、そこから側溝へ出る、あるいはマンホールが飛ぶ、こういう実態が発生を現実にしとるようでございますして、いろいろ下山のグリーンハイツ区が下水を下山処理区へ移すことについての経過については、いろいろ私も議会で答弁をいただき、あるいはまた現地も踏査をいたしますなりして、ある意味ではある程度認識はしとるわけですが、それらのことについての、なぜこういうことになつとるのかという原因と、それから今申し上げますように、大雨時にはマンホールから噴き出す、宅内のふたについては、ふたが飛ぶ。急遽、庭の塀を破つてといひますか、工事を町でされて側溝へ流す。こういう緊急対策、処理がとられているといふようなお話を聞いたわけですが、そうしたものがこの設計監理料、京丹波三和線でございますが、いわゆる手だてをする施策の中で含まれておるかということに関連をしてお尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） このたびの設計監理業務委託料は京丹波三和線の設計のみとなっております。

今、議員の御指摘のありましたグリーンハイツ区の下水道につきましても、グリーンハイツでの下水道でいひますと誤接続という言葉がございますけれども、いわゆる京丹波町は雨水と汚水とは分離をして処理をしておるんですけれども、どうもグリーンハイツ区の中では雨水も混入しているといふような実態が少しずつ明らかになっております。それにつきましては既に予算を計上しておるんですけれども、テレビカメラを下水道管の中に通しまして、管路内の点検、また、誤接続の状況とかそういったことを現在調査中でございます。

ただ、そういった部分につきましては非常にちょっと長期的な部分になりますし、今御指摘の3軒の方につきましても私もお会いをして、御迷惑をかけている状況をおわびして、また、

短期的に何かの施策をとというようなことで、家の中にはやはり吹き上がっていかないような施策をとらなければならないということで工事をさせていただいたようなところでは、短期・中期・長期と考えさせていただいて、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 1番、横山君。

○1番（横山 勲君） 短期・長期・中期というお話がありました。ぜひお願いを申し上げたいと思いますが、現状では、まだ土のうが積まれて、そして土のうでもって汚水噴出した場合の対応は1カ所とられております。最近雨が降っておりませんからよくわからないんですが、いずれにしても住民の皆さん方は大変な心配をされております。汚物そのものがお家中で逆流して噴出する。あるいはまた道のマンホールから噴き出す。そうした汚物が河川へ流入しとる。これは普通の状態でないというふうに思います。

当初から私は、やっぱりグリーンハイツの今も雨水と汚水というお話がありましたが、想定できたことであるだろうというふうに思いますし、あれ幾らでしたか、1,700万円ぐらいやったかな、経費をかけてグリーンハイツの浄化槽をふたをして、ふたしたといいますか、されたわけですが、その辺のことも含めて、やっぱり事前の調査といいますか、研究は不足であったのではなかろうかなという思いもするわけでございます。いずれにしましても現実的に町民の方がそうした状況であったということでございますので、御理解をいただいておりますが、さらに、ひとつ一日も早い、不安が解消できますように施策を講じていただきますことを要望をいたしておきます。

以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第73号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第15、議案第73号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 1点、担当課にお尋ねしておきたいんですが、4ページの歳出の中の工事請負費で施設の維持修繕工事ということで、中山地内のバスの回転場の乗り入れの工事という説明を聞いたんですが、200万円を超える金額なんですけれども、具体的に27号から進入するということやと思うんですけれども、工事のこの200万円というのはどういう事業なのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいま御質問の工事請負費の内容でございますけれども、当初も説明をしておりましたけれども、中山地内におきましてバスの回転場がないというようなことから、現在は歩道とかが設置をされておまして、縁石等で乗り入れができない状況になっております。そちらのほうにバスの乗り入れをすることでございまして、その縁石の部分の削りまして、また、歩道の部分の舗装等も乗り入れをしやすいような形で削り取りまして、改めて舗装をし直すというような工事となっております、その中に当然、警備関係とかそういったものを含めての工事の内容としております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第74号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第16、議案第74号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第75号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第17、議案第75号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 1点、担当課にお尋ねしておきたいと思うんですが、補正予算の収益的支出の2ページの分の研究研修費というところで、学会旅費が減額になって、研修会費ということで20万円、研修雑費ということであるんですが、この研修というのは医者を対象にしようと思うんですけれども、当然、毎年必要やと思うんですけれども、これ新たにこういう項目が計上されたということは、通常そういう研修費ということで計上していないと

ということで、今回新たにこういうことになったのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 通常上げさせていただいているものですが、今回、特に、学会のほうは落としまして研修のほう、国保医療大会、それ以外のいろいろなこちらで指定をしております看護協会の研修とか、そういったものに行っていただく予定をいたしております。医師会の研修も同様でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） この学会の旅費を減額しとるんですけれども、この学会は当然、学会は学会であると思うんですけれども、あえて減額をしたということは、そういう学会へ行く回数が減るとか、なくなったということなのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 学会でございますが、ドクターだけではなくに、薬剤師とかそうしたものも入っております。薬剤師さんらにつきましても、ことし初任で入ってこられたばかりでございますので、今、業務になれていただく、こういったあたりをちょっと重点を置きまして、院内、中のほうの充実に今努めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～

日程第34、認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定について》

○議長（西山和樹君） 日程第18、認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第34、認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定についてを一括議題といたします。

17件について、決算委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、岩田恵一君。

○決算特別委員会委員長（岩田恵一君） 去る9月6日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました平成21年度京丹波町一般会計、15の特別会計、それに京丹波町病院事業決算認定について委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月13日、14日、いずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては順を追って御報告申し上げるのが本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く議員で特別委員会が設置され、また、議事録も作成されますので省略をさせていただきたいと思えます。

審査の結果につきましては、9月14日に議長あてに提出しておりますお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第17号までの17議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

平成22年9月14日

京丹波町議会議長 西山和樹様

決算特別委員会委員長 岩田恵一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果、順を追って報告をいたします。

認定第 1号	平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2号	平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 3号	平成21年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 4号	平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認定第 5号	平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 6号	平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 7号	平成21年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 8号	平成21年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 9号	平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第10号	平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第11号	平成21年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第12号	平成21年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第13号	平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第14号	平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第15号	平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第16号	平成21年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第17号	平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定について	原案認定

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

8番、東君。

○8番（東 まさ子君） それでは、認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論いたします。

初めに、昨年8月30日に行われた総選挙で、構造改革で暮らしを壊してきた自公政権が退場し、新しく民主党政権が誕生いたしました。また、本町でも11月実施の町長選挙で寺尾町政が誕生いたしました。

21年度は厳しい経済情勢のもとで、住民の暮らしや雇用を守る上で自治体の果たす役割は大変重要でありました。

21年度一般会計決算は、歳入総額118億1,298万円、歳出総額110億4,718万円で、実質収支額が2億7,885万円の黒字となりました。単年度収支額は2億1,592万3,856円の黒字となっています。

歳入では、町税が対前年度比3.3%の減となっております。給与所得者の1人当たりの所得は毎年減り続け、合併時の17年度と比べ4.5%の減、営業所得者では11.6%の減となっているように、個人所得の厳しさをあらわしております。

また、地方交付税と臨時財政対策債は合わせると4億7,695万円の増となり、さらに厳しい経済情勢の中で国が打ち出した経済対策などの国庫補助金が本町に地域活性化・生活対策臨時交付金3億5,702万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金3億6,314万円、地域活性化・公共投資臨時交付金2億267万円、さらに、地域活性化・きめ細かな臨時交付金2億4,171万円というように、20年度補正予算も含めると総額11億6,454万円、交付がされました。

この交付金は、地方単独事業の経費や国庫補助事業の地方負担金に充当するものというふうにされておりますが、有効にこの財源を活用して雇用や仕事起こし、そして暮らしを高めるための自治体本来の仕事を行うことが求められておりました。

町は、この地域活性化交付金など11億6,454万円を活用いたしまして28事業、事業費約22億円を予算化いたしました。取り組んだ事業は、保育所建設や和知中学校の耐震改修、桧山小学校の耐震改修、瑞穂中学校の屋内運動場の改修や町営バスの更新など新規事業ではなく、計画されておりました事業の前倒しがほとんどで、補助事業の負担への充当が主なものとなりました。

教育施設整備などは一度に全額を賄うのではなくて、世代間の公平が保たれるように地方債を起こしてもよいのではなかったでしょうか。工事の発注についても分離・分割発注を進

めて地元業者に優先的に配慮し、地域経済の活性化につなげるそういう事業を進めていく、このことが大事でありましたが、そういうものとはなりませんでした。

また、財政調整基金への積み立て3, 535万円、先行取得用地活用対策基金の積み立てに2億3, 071万円、繰上償還金に1億7, 133万円を使い、その結果、2億7, 885万円の大幅黒字を生む、そういう決算を行いましたけれども、地元業者の仕事を増やす住宅改修助成制度の創設や就学援助の拡充、一般施策として実施をしております子供の医療費の無料化に対する国保会計への国の補助金減額分の繰り入れ、こういうことを行って仕事起こしや暮らしを支える、こうしたところにお金を回すべきだと思います。

また、給食費の値上げも賛成できません。学童保育の対象年齢の拡大も取り組みができませんでした。

また、ケーブルテレビ事業はNHKに財源要求をして、既存施設の撤去がどの共聴組合も無料で行われるようにすべきであります。

また、今年1月からスタートいたしました京都地方税機構への滞納案件が1, 845件移管されましたけれども、生活を守るためのきめ細かな対応ができなくなる心配があります。

以上を申し上げましたように、21年度の一般会計決算は多額の交付税や交付金が京丹波町に措置されましたけれども、財政の建て直しが優先されており、今一番求められております地方自治体の役割、住民の暮らしと雇用、福祉を応援して、安心して生活ができる環境をつくり、担税力を高める、そうした町政運営とはなっていない。このことを指摘をいたしまして反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案賛成者の発言を許可いたします。

12番、松村君。

○12番（松村篤郎君） それでは、平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の賛成討論をいたします。

提案されております認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論を行います。

歳入総額118億1, 298万円の主な歳入は、地方交付税51億8, 292万円、43.9%、国・府支出金の12億2, 989万円、町税17億862万円、町債12億420万円と自主財源は25.6%にとどまり、依然として依存財源に頼らざる状態であり、厳しい財政状況のもと、今年度以降の負担を考慮すると、やむを得ぬ予算執行だと判断します。

歳出額の主なものは積立金4億6, 250万円、主な内訳として、財政調整基金積立金に3, 535万円、振興基金積立金に1億9, 020万円、先行取得用地活用対策基金積立金

2億3,071万円など前年度比較181%の伸びで、確かな町の体力づくりが進んでいるものと判断します。

民生費では、障害者の自立支援事業に2億2,005万円、介護保険事業に2億2,626万円、後期高齢者医療制度に係る関係経費に2億4,638万円、保育所施設整備事業に瑞穂保育所建設に係る土地購入費等1億7,157万円など、特に児童福祉に6億4,262万円を初め福祉事業費に19億2,675万円が執行されています。

労働費では、国の緊急経済生活支援対策事業として1,746万円の雇用創出が図られています。

農林水産業費では、担い手の減少などによる農地保全や営農機能低下が危ぶまれる中、国・府の補助金の活用により特産振興、営農組織への支援に努められております。その中で中山間地域等直接支払交付金に1億1,331万円、産地づくり支援事業等に1,546万円、農地・水・環境保全向上対策事業に1,083万円、ほかには畜産振興対策として農業機械導入補助に2,417万円、天満宮大池改修事業に4,112万円、南丹区域農用地整備負担金2億2,666万円など農業政策全般では5億7,846万円が執行されています。

また、農村情報整備事業CATVは引き込み工事にも着工し、4億4,450万円が執行、林業費では、有害鳥獣捕獲対策、林道開設等に1億9,910万円の執行となっております。

商工費では、商工振興対策に2,237万円、総額8,249万円の執行により低迷する消費経済に対する商工業者への経営安定に努力がされています。

土木費では、道路の交通安全施策や維持及び新設改良工事費に3億2,762万円、ダム関連事業に2,445万円、都市公園整備事業に2,828万円など、総額12億461万円、これは翌年度繰越額も含んでおります。地域の熱い要望にこたえるとともに、今後における計画的な整備がうかがわれます。

教育関係では、安心・安全な教育環境の整備が図られ、耐震改修工事に2億211万円、教育用コンピューター等整備事業に6,073万円、また、デジタルテレビ・電子黒板・パソコン等の整備の事業に7,320万円の執行のほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進など、総額で9億9,694万円が執行となっております。

以上のように、21年度は11月から寺尾新町長就任後の町民への期待の対応、また、合併後の4年間の検証もされつつ、世界的な経済情勢の悪化に伴う対策として地域活性化のための各種臨時交付金を受けて、追加予算の編成により経済対策も実施された予算執行となっております。

しかしながら、今後の財政運営に課題がないわけではありません。経営収支比率はかなり

改善されましたが82.9%、実質公債費比率18.8%となっており、依然として数値が高く、自主財源が25.6%と硬直した財政構造となっております。

収入未済額が3億1,542万円と多額にあり、税の公平性からも町の財政運営からも大きな課題があります。各種税負担金、使用料、手数料等徴収に一層の努力が必要であります。今後の動向を踏まえて、町民への説明責任をしっかりと果たすことが重要だと考えます。

行財政改革を主眼として3町が合併して4年が経過したが、スケールメリットも目に見えず、地方交付税の減額もとどまらない中、町財政は厳しい状況下にあります。合併効果があらわれ、真の新しいまちづくりが実感できるためにも、さらなる町行財政改革が進展することを期待して賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論を終結いたします。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 平成21年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

8番、東君。

○8番（東 まさ子君） それでは、認定第2号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論いたします。

国保税の税率は20年度に続いて21年度も引き上げられ、今回の値上げによりまして1人当たり2万7,000円の負担増となりました。家族の多い世帯では、収入も増えていないのに倍近くになるなど払えない、こういう悲鳴が上がりました。この引き上げの条例改正には賛成・反対が同数になるという状況も議会で生まれました。

このような大幅な引き上げをしながら、さらに財源が不足するとして基金を崩して8,1

82万円を繰り入れをする予算編成を行っておりましたが、決算では歳入から歳出を差し引いて、さらに前年度の繰越金を差し引いた単年度実質収支が2,884万円という黒字となりました。基金繰り入れは必要ありませんでした。そのことによって国保加入者3,105世帯のうち、所得200万円以下の世帯が92%という状況のもとで滞納世帯が加入世帯の23%、708世帯となりました。所得に比べ保険税が高過ぎて払えない、払いたくても払えない、こういう状況になっています。

国保税が高い原因は本町の国保会計の中で見ましても、収入に占める国の補助金が、平成13年度には38.84%でありましたが、20年度は24.5%へと減っております。その上、自治体が独自事業として行っております子供の医療費無料化など、こうした福祉医療に対して2,000万円、収納率が低いことに対して737万円など、補助金を減額するペナルティを加えております。これらの補助金減額も保険税を高くしている原因であります。

国保加入者は高齢者や失業者などが多く、大半が低所得者であります。財政支援なしに成り立たない会計であり、社会保障制度であります。所得階層別に滞納世帯を見ると、200万円以下が圧倒的に占めております。国に減らし続けている国庫負担の増額を求めるとともに、町としても少なくとも国も繰り入れを認めております財源については一般会計から繰り入れを行うべきであります。そして払える保険税にすべきであります。

また、資格書については実態把握に努められているところではありますが、さらに取り組みをいただき、悪質と証明できない限り発行しない、このことを求めまして反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案賛成者の発言を許可いたします。

5番、森田君。

○5番（森田幸子君） それでは、ただいまから認定第2号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

御承知のとおり、国民健康保険制度は我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。近年、急速に進む高齢化社会の中であって本事業は、高齢者の増加や医療の高度化などにより年々医療給付費が増大し、財政基盤が圧迫され、厳しい事業運営が続いています。このような中で保険税率が引き上げられたこともありますが、基金繰り入れをすることなく、実質収支額は3,498万8,000円の黒字決算となり、健全な事業運営となっております。

我が町においては、町民の命と健康を守るために人間ドック助成事業を初め、生活習慣病に着目した特定健康診査等事業など疾病予防、保健事業にも積極的に取り組まれ、町民の健

康保持・増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると言えます。今後とも保険財政の安定のため医療費の適正化と収納率の向上、とりわけ被保険者の負担と公平の観点から生活実態に十分配慮する中で、保険税の収納率の向上に一層の努力をされんことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成21年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成21年度京丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） 認定第4号 平成21年度後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

平成20年4月からスタートいたしましたこの制度は、高齢者への医療切り捨てをするものとして国民はもとより医師会からの批判も受け、民主党は後期高齢者医療制度の廃止を公約して政権についたにもかかわらず、新制度をつくるまで現行制度を維持するとして公約を反故にしております。

この間、保険料が払えず滞納し、正規の保険証が取り上げられ、短期保険証に切りかえられた件数が昨年の1.7倍と大幅に増えていることがわかりました。京都府では21年10月1日付で196件、22年8月1日付で237件と増えてきております。本町においても保険料の滞納が20年度は2件で1万7,100円、21年度には42件の44万2,757円と増えてきており、所得が低く、保険料を払えない高齢者が増えてきているのであります。

後期高齢者医療制度は速やかに廃止をして、もとの老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を増額し、安心して病院へかかれる医療保障の制度に見直す必要があることを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成21年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに原案反対者の発言を許可いたします。

10番、坂本君。

○10番（坂本美智代君） 認定第5号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

第4期介護保険事業計画の策定に伴い、旧丹波、瑞穂、和知地区でそれぞれ異なる保険料でありましたが、合併協議会の中で介護保険事業計画策定の見直しの時期に統一とされ、年額4万9,000円、月額4,083円となりました。これにより丹波、和知地区では下がり、瑞穂地区では16.4%と保険料が上がりました。年金暮らしの方たちにとって介護保険料以外にも国保、後期高齢者保険、また、公共料金など重い負担が生活にのしかかっています。

また、第4期介護事業計画の見直しで問題となったのが要介護認定の見直しであります。介護保険サービスを利用するには要介護認定を受ける必要がありますが、コンピューターによる1次判定と認定審査会による2次判定が行われます。しかし、この新方式では審査会に提出をされる統計的な参考資料が削除されており、実態に合った要介護認定がされていないことが起きております。

介護の負担を社会全体で分かち合おうとしている介護保険制度が始まって10年、制度維持するための費用が年々増える中、利用者が本当に使いやすい内容に制度の見直しをすべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案賛成者の発言を許可します。

7番、山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、認定第5号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

本町においては、本年9月1日現在の高齢化率が33.6%と住民の約3人に1人が高齢者となっております。団塊の世代と呼ばれる方々が高齢者となる平成26年度には、さらに急激に高齢化が進行するとも言われております。

こうした状況に対応するため、今回の決算は第4期介護保険事業計画の初年度として大変重要な意味を持つものでありました。結果としまして、計画に即して執行され、老人保健施設サービス勘定を含めて約2,107万円の黒字を確保されたところであります。

歳入面では、旧町ごとに不均一であった保険料を一つの保険料基準額4万9,000円とし、保険料段階を本町の所得の分布状況を踏まえた中で、これまでの7段階から実質10段階に細分化され、新たに4段階では世帯課税で、本人が住民税非課税の方に特例の段階を設定するなど、可能な限り低所得者への配慮もなされたところであります。

平成18年度分の滞納繰越分保険料を不納欠損処理されたものの、現年度徴収率は99.04%と公平な受益と負担への努力と配慮も見受けられます。今後においても保険料滞納対策の強化をさらに求めるものであります。

歳出につきましては、保険給付費で前年度に比べ10.27%、約1億5,000万円の大幅な伸びを示し、保険給付と車の両輪である地域支援事業では、新たに認知症予防事業や地域介護力向上事業を実施するなど、家族介護者の負担軽減や介護職員の人材確保といった今日的な課題へも取り組みを推進されております。

今後につきましても健全な運営に努められ、町民みんなで支える一つの町の介護保険制度の持続可能性を高めていくため、さらなる一層の御努力を期待いたしまして、介護保険事業特別会計決算の認定に賛成の立場での討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 平成21年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許可いたします。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております認定第6号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成21年度の水道事業は、未給水団地への給水事業は引き続き実施されましたが、既存住宅団地での新規加入が17戸、前年度の3割程度となっています。片方で、閉栓件数が125件、1.5倍も増えております。給水人口は213人も減少しております。

こうした中で平成21年度は、和知地域で全町統一料金として引き上げが実施をされました。議員提案で経過措置が提案をされましたが、関係住民の合意と納得、これを優先すべきであります。

収入未済額は、前年度より761万3,000円も増加をしています。水道事業会計で畑川ダムの建設費負担は4,810万円となっていますが、畑川ダムの再評価報告書では、給

水人口を1万9,000人とし、さらに最大給水量も日量6,042トンの増加を見込んでいます。しかし、人口は合併時から毎年減少し続けています。事業計画では人口の増加で水需要は大幅に増える見込んでいますが、人口は減少の一途です。そのため人口が増える、水が不足するから事業所から増量要望が増加をしていると大きく変わってきました。将来人口が全国的にも増える見通しなど、どの調査機関の報告でもありません。しかも、企業誘致しても営業不振で撤退する事例が全国至るところにあります。人口が増える根拠を示さず、企業名も明らかにせず、ただ増量希望があることだけをダムの必要性の根拠にしていますが、水道事業は公共の福祉を増進するように運営しなければならないとしており、住民の暮らしを高めるためであることが基本になっています。

開発団地での人口増の計画は破綻をしているのです。まちづくりに水は欠かせないと言い、水はないよりあったほうがいい、こう言われるのであれば、どこの企業がどんな計画で増量要望をしているのか企業の責任を明らかにすると同時に、科学的根拠をもって明らかにすべきです。

開発団地の人口見通しが大幅に減少したのであれば、計画を抜本的に見直しをすべきです。もちろん長年の水不足や施設の老朽化や水源の枯渇で水需要にこたえられないとの声がありますが、丹波・瑞穂地域は統合事業により本管を連結し、水不足の対応をしており、以前とは抜本的に改善をされていること。水不足になればなるほど一カ所からの取水ではなく、多くの水源地から取水することが水確保の大きな力を発揮することは全国の多くの事例が実証しております。

町政の主役は町民であり、町民の暮らし第一に考えた水需要計画を基本にすべきです。その上で企業への給水を考えるべきです。将来見通しもあいまいなままでのダム建設は、結局は将来に大きな負担を住民が受けることになるのは明らかであり、取水量の再検討はもちろん、中止も含めた見直しを行うべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案賛成者の発言を許可いたします。

4番、梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程されております認定第6号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定にかかりまして、賛成の立場から討論をいたします。

私たちの町京丹波町は、淀川水系と由良川水系に分かれる分水嶺に位置する自然背景から、過去よりその水資源には大変な苦勞を強いられてまいりました。また、今年の夏を象徴するように高温少雨という近年の異常気象も重なり、人間が生活する上で飲料水を供給する水道事業については、ライフラインの要として町民の生活には欠かすことのできない最重要事業

であります。

加えて、保水能力に乏しい地形的な制約もあり、さらには開発団地など未給水地域への対応、また、今後の水需要への対応など、丹波・瑞穂水道統合事業や和知簡易水道統合整備事業は安全で安定した水道用水を町民の皆様に供給するため、一日も早い完成が待ち望まれているところであり、事業の促進に大きな期待をしております。

なお、町内料金の統一が図られた今日において財政状況の健全化を求め中、より一層の建設コスト、そして維持運営のコスト縮減に努めるとともに、公平・公正の観点から多額の収入未済金の早期回収など、効率的に効果ある事業経営のもとで水道事業が運営されますことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成21年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成21年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成21年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 平成21年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成21年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成21年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成21年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成21年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成21年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 平成21年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

15番、山田君。

○15番(山田 均君) ただいま提案になっております認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成21年度の国保京丹波町病院事業は、療養病床を廃止し、一般病床を47病床に見直し、急性期及び回復期病床の役割を担い、訪問事業を充実し、在宅医療や在宅介護支援を推進することとしました。特に、国が示した公立病院改革ガイドラインに基づいて、病院や診療所を構造改革路線に基づいて、経済効率第一主義では医療は金次第となり、過疎の医療機関は閉鎖や廃院への道であると指摘してきました。

国の医療制度の改悪による療養病床の大幅削減の方針に基づいて、京丹波町でも廃止をされました。療養病床の削減は患者や地域の要求ではなく、経営改善の一つとして一方的に進められてきました。

現寺尾町長は、住民の目線で行政運営を行うこと、医療の確保については基礎自治体の役割を表明されていますが、平成21年度事業の大半は前町長による構造改革路線に基づいて、経済効率第一主義の立場から進められてきました。また、住民合意もなく、一方的に進められてきました。こうした立場は周辺部を置き去りにすることになり、絶対認めるわけにはいきません。

過疎地域の医療確保は、住民が毎日を安心して暮らせるための大きな役割を果たすことは明らかです。これは地方自治体のやるべき大きな仕事であり、果たすべき責任と役割であります。病院や診療所は公設公営で運営することを基本にすべきあることを申し上げ、反対討論いたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

7番、山内君。

○7番（山内武夫君） 認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

全国的に医師・看護師不足が叫ばれており、病院の存続自体が問われている深刻な状況の中で、平成21年度から町の中核医療施設として国保京丹波町病院に名称を変更し、あわせて経営の合理化を図るために質美診療所を附属診療所とし、経営方針の転換が図られたところであります。あわせて、47病床すべてを一般病床に見直すなど、町立医療施設における医療機能の役割分担と連携を基本として、病院と診療所の役割を明確にする中で、入院機能については病院に集約がなされたところでもあります。

これらの経営改革によりまして、21年度決算では、入院患者数では対前年度比5.4%の増、外来患者数では12%増となり、また、収益的収支では、前年度の純損失4,800万円が21年度では440万円となり、大きく損失が削減できました。このことは今日の厳しい医療制度のもとでの一定の成果でありまして、引き続き経営努力をお願いするものであ

ります。

しかしながら、経営状態は依然として厳しいものがありますが、町民が安心して利用できるよりよい地域医療の確保を念頭に、土曜診療を初め訪問診察や訪問介護、訪問リハビリなど在宅療養支援の継続推進が極めて重要であり、急性期医療の充実と在宅医療の一層の推進が図られるもとの、町民の安心・安全が担保されるものと確信をいたします。

なお、本年度からは医師確保奨学金制度の創設を初め地域医療の方向性を定める京丹波町医療等審議会を設置するなど、町政の基本であります町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりに向けての諸施策が着実に推進されようとしている中で、町の中核医療施設としての京丹波町病院の果たすべき役割は極めて重大であります。今後ともさらなる地域医療の充実と町民に信頼される病院を目指し、一丸となって取り組まれるよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論を終結します。

これより認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第17号 平成21年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、認定第17号は、委員長報告のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午前 11時53分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

《日程第35、発委第2号 米価の安定対策を求める意見書》

○議長（西山和樹君） 日程第35、発委第2号 米価の安定対策を求める意見書を議題といたします。

本件について説明を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） ただいま上程になりました発委第2号 米価の安定対策を求める意見書につきまして、その提案理由を説明したいというふうに思います。

近年、米価は、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実効性が確保できないことや全農の仮渡金の変更が各産地の販売構造や卸売業者の購買構造に多大な影響を与えたことなどから大幅に下落する異常事態となっています。こうした米価の大幅下落は、営農規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模、高齢者を含めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業、地域経済の活力を損なっている状況を背景に、政府の緊急対策として5項目にわたり対策が講じられ、また、本年度、個別所得補償制度の導入もされようとしているところでございますが、到底補てんできるものではございません。

米価暴落をこれ以上放置することは許されることではなく、下落した米価を回復させ、米市場価格の安定を図ることは喫緊の課題であり、今回、国に対し緊急措置を講じるよう要求するものでございます。

なお、米の需給と価格の安定化に関する要望書が京丹波町農業委員会より、お手元に配付のとおり、9月17日付で町議会へ提出されましたことをこの場をおかりいたしまして御報告いたします。

それでは、議案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

発委第2号

平成22年9月22日

京丹波町議会議長 西山和樹様

提出者 産業建設常任委員会委員長 岩田恵一

米価の安定対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣

米価の安定対策を求める意見書

生産者米価の下落に歯止めがかからず、稲作経営は再生産もできない米価になっており、我が国の主食の安定的な供給も危ぶまれる状況となっている。こうした米生産を揺るがす米価下落は農家経営のみならず、地域経済にも重大な影響をもたらすものである。

政府は、米価下落の根本的な原因を打開し、生産者が安心して米を生産し、国民に安定的な供給を保障するための対策を講じることが必要である。特に、国際的に食糧事情が悪化し

ているもとで、日本の米の安定生産と食糧自給率の向上は極めて重要であり、緊急対策にとどまることなく、抜本的な米価安定対策のため、下記事項の実現に向け取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1、緊急対策を実効あるものにするため、過剰米を市場から隔離する緊急的な需給調整対策を一刻も早く実施すること。また、米の生産費（全国平均60キロ当たり1万6,500円）を下回らない水準で買い上げるとともに、備蓄水準を拡大すること。
- 2、備蓄の役割を終えた古米は主食以外の用途に振り向けるシステムに変更すること。
- 3、米価引き下げ要因になっている米の輸入中止を含め、抜本的に見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

京都府京丹波町議会議長 西山和樹

意見書の趣旨を十分御理解いただきまして、御賛同くださいますようによろしくお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第2号を採決いたします。

発委第2号 米価安定対策を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決いたしました。

《日程第36、発委第3号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書》

○議長（西山和樹君） 日程第36、発委第3号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書を議題といたします。

本件について説明を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） 発委第3号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書につきまして、その提案理由を説明させていただきます。

本町はもとより全国的にもシカ、イノシシ、サルなどによる農作物等への被害が深刻な問題となっており、本定例会一般質問にも取り上げられましたし、また議員の皆さん、また町民の皆さん身をもって痛感されている方も多数いらっしゃるものと存じます。その対策として、獣害防護柵の設置や有害鳥獣捕獲など各地区の懸命な取り組みに対し、町当局、猟友会など各関係機関に御協力いただく中で実施しているところであります。

しかしながら、その効果は伸び悩み、一向に個体数も減っているような気配もなく、むしろ年々増えているような気さえいたしているところでございます。早急に、さらなる対策を講じなければどうしようもない状況にあり、このままではずっと生産意欲の喪失、生産者の高齢化などと相まって遊休農地等の増加へとつながり、農林業全般に悪影響を及ぼすこととなります。

また、狩猟者の高齢化と狩猟人口の減少が進んでいる状況でもあり、狩猟免許取得へのさらなる補助、捕獲頭数制限の撤廃、府県を超えた広域連携体制の強化など、思い切った取り組みが必要とされていることも事実でございます。これまでのような地道な取り組みを継続していくことも必要ではございますが、なかなかその効果が見られない状況の中、捕獲ができる対策も限界に来ており、抜本的な対策を早急に講じなければならない時期がもう既に来ていることを申し述べ、提案説明といたします。

なお、有害鳥獣対策の強化に関する要望書が先ほど言いましたように、米の需給と価格の安定化と同様に、京丹波町農業委員会より9月17日付で町議会へ提出されましたことをこの場をおかりいたしまして御報告いたします。

それでは、議案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

発委第3号

平成22年9月22日

京丹波町議会議長 西山和樹様

提出者 産業建設常任委員会委員長 岩田恵一

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先は京都府知事でございます。

有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書

近年、農林業者の高齢化等が進む中、野生鳥獣の生息分布拡大、増加に伴い、本町においては野生鳥獣による農林業への被害が深刻化しており、農林業者の経営意欲を喪失させ、本町の過疎化をさらに加速化させる極めて深刻な状況で、鳥獣害対策は農林家の死活問題となっている。ついては、被害の深刻化、広域化に対応して、有害鳥獣対策を抜本的に強化されるよう、下記のとおり強く要望する。

記

- 1、有害鳥獣の生息数及び農林業被害の的確な把握と、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立すること。
- 2、各地域において防護柵の設置や追い払い活動に取り組んでいるものの、十分な効果が上がっていない状況にあることから、各地域が連携した広域的な被害防止対策に対する支援を行うこと。
- 3、有害鳥獣被害に迅速に対応するため、市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の移譲促進、捕獲頭数制限の撤廃、駆除目的で市町村や農林業者が行うわなの設置に関する規制緩和等を行うこと。
- 4、現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、対策技術の開発、普及、専門家の育成や対策センターの設置など、強力に推進すること。
- 5、有害鳥獣対策に要する経費が市町村の負担となっていることから、関連予算の拡充、財政措置の充実等を行うこと。
- 6、里山整備や野生鳥獣の生息環境づくりに配慮した山づくりなど、人と野生鳥獣の住み分け対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日

京丹波町議会議長 西山和樹

京都府知事 山田啓二様

以上でございます。よろしく御賛同の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発委第3号を採決いたします。

発委第3号 有害鳥獣対策の抜本強化に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決しました。

ただいま議決されました2件の意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に御一任願います。

《日程第37、請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書》

○議長（西山和樹君） 日程第37、請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

岩田委員長。

○産業建設常任委員長（岩田恵一君） 本年8月31日付で受理をいたしまして、本定例会におけます産業建設常任委員会におきまして審査いたしました。ただいま上程されております請願第1号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書につきまして、その請願審査報告書を朗読いたしまして、報告とさせていただきます。

平成22年9月22日

京丹波町議会議長 西山和樹様

産業建設常任委員会委員長 岩田恵一

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 第1号

付託年月日 平成22年9月6日

件名 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願書

審査の結果、趣旨採択でございます。

なお、先ほど可決いただきました意見書として、この趣旨を尊重いたしまして提出することといたしましたので、あわせて報告させていただきます。

○議長（西山和樹君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

《日程第38、閉会中の継続調査について》

○議長（西山和樹君） 日程第38、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとお

り、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第3回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

閉会 午後 0時18分